

平成23年5月6日

新潟市建設工事入札参加業者 各位

新潟市土木部技術管理課長

本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)を合算した工事費における処分費等の取扱いの積算について(お知らせ)

新潟市発注の「土木及び下水道工事の積算」における処分費等の取扱いについては、「新潟市積算基準〔1 一般土木〕第 編総則第2章工事費の積算 間接工事費3現場管理費(6)「処分費等」の取扱い」に基づき積算しておりますが、本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)とを合算して行なう場合の積算については、以下のとおりとなっておりますことをお知らせいたします。

記

- 1 本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)各々に計上されている処分費を合算して、本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)とを合算した工事費中の「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費等」に占める割合を算出し、その占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合は、処分費等の全額を諸経費等(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)の率計算の対象としています。(別紙参照)

$P = \text{直接工事費} + \text{支給品費} + \text{事業損失防止費} + \text{処分費(準備費内)}$

- 2 合算した工事費中の「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費等」に占める割合が3%を超える場合には、本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)各々で3%を超える金額を諸経費等(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)の率計算の対象としておりません。ただし、対象となる金額は、3千万円を上限としております。(別紙参照)

$P = \text{直接工事費} + \text{支給品費} + \text{事業損失防止費} + \text{処分費(準備費内)}$

【問い合わせ先】

土木部 技術管理課 積算情報係

電話：025-226-3081(直通)

E-mail：gijutsu@city.niigata.lg.jp

(別紙)

「処分費等」の取扱いについて

計算処理の順番等	①本工事+附帯工事費(又は補償工事費)の合算した工事費で計算	②本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)の各々で計算		処分費等の積算方法
工事費区分	本工事費+附帯工事費(又は補償工事費)の工事費	本工事費	附帯工事費(又は補償工事費)	
処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合 : 3%以上 × : 3%未満	×	/		全金額率計算の対象とする
			×	本工事費のみ、3%を超える金額は率計算の対象としない
		×		附帯工事費(又は補償工事費)のみ、3%を超える金額は率計算の対象としない
				本工事費と附帯工事費(又は補償工事費)の3%を超える金額は率計算の対象としない

率計算の対象となる金額は3千万円を上限とする。

P = 直接工事費+支給品費 + 事業損失防止費 + 処分費(準備費内)